

郵便局事務取扱法が
改正されました！

郵便局を活用したマイナンバーカードの交付に
取組んでみませんか？

令和5年6月 総務省

本説明の対象と目的は、次のとおりです。

【対象】市区町村の職員の皆さん

【目的】市区町村の皆さんが、
郵便局事務取扱法に基づき、
マイナンバーカードの交付事務を取り扱わせる
郵便局の指定の検討を積極的に行っていただくこと。

郵便局を活用したマイナンバーカードの交付

改正の背景

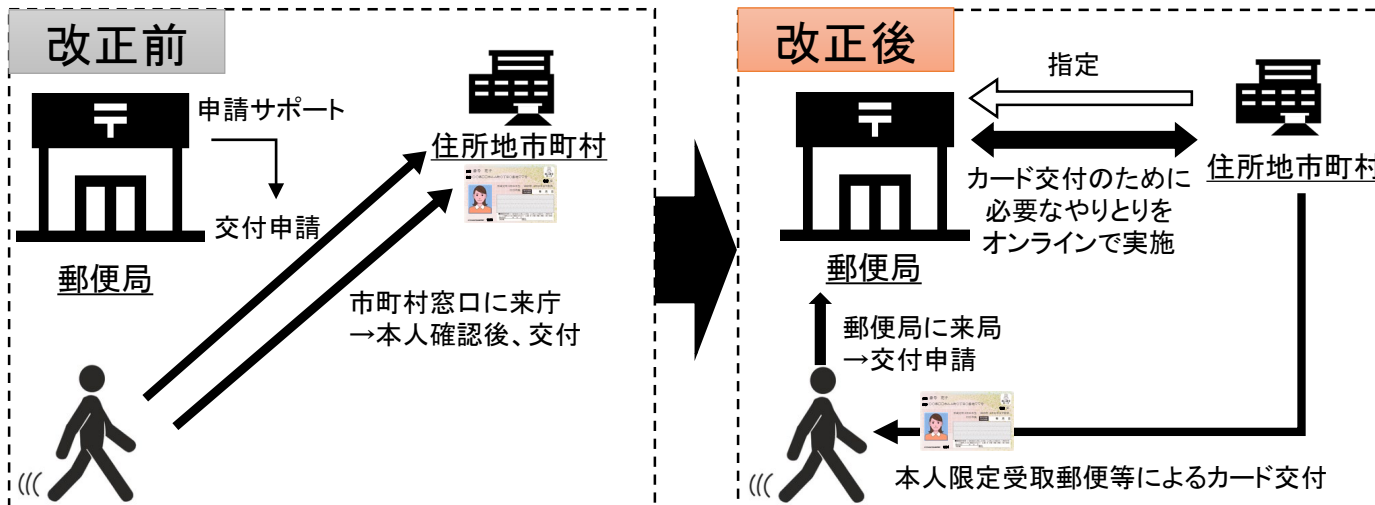
- 令和6年秋のマイナンバーカードと健康保険証の一体化(健康保険証廃止)の方針が示されたことを受け、カードの交付申請受付等を実施できる場所を拡充する必要
- 現在、マイナンバーカードの交付等に関する事務については、市町村において実施しているが、あまねく全国に設置されている郵便局においても、マイナンバーカードの交付等の手続を行うことを可能に

郵便局事務取扱法※の一部改正

施行期日:公布日施行(令和5年6月9日(金))

地方公共団体が指定した郵便局において取り扱うことができる事務に、マイナンバーカードの交付申請の受付等の事務を追加する。

※郵便局事務取扱法は、地方公共団体が行う公証行為に係る事務のうち公権力の行使と一体をなすものを、郵便局に取り扱わせることができることとする法律。



制度改正の狙い

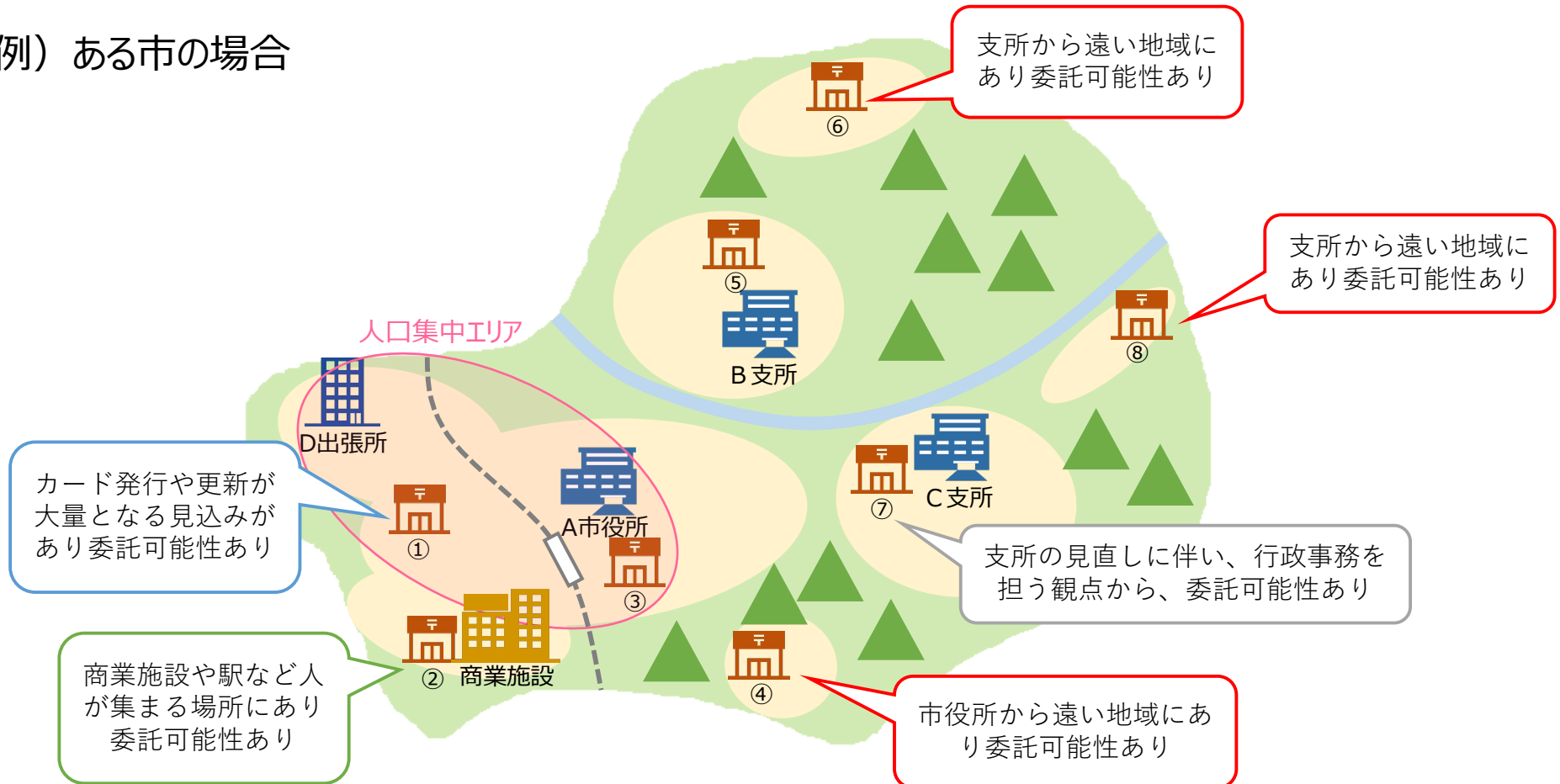
- 国民の利便性向上
カードの取得等のために市町村の窓口ではなく、身近な郵便局で行うことも可能となり、負担が軽減
- 行政運営の効率化
市町村は、郵便局を活用して、申請受付等の窓口拡大が可能

郵便局の選定の考え方（例）

○ 指定を希望する郵便局の選定にあたっては、住民の目線から見た利便性を第1に、例えば、次の郵便局が候補として考えられる。

- (A) 役場・支所・出張所から遠い地域にある郵便局
- (B) カードの発行や更新が大量となる見込みがある地域の郵便局
- (C) 商業施設や駅など人が集まる場所にある郵便局
- (D) 支所・出張所の見直しを検討している地域にある郵便局 など

（例）ある市の場合



Q:適切な本人確認ができますか？

A:

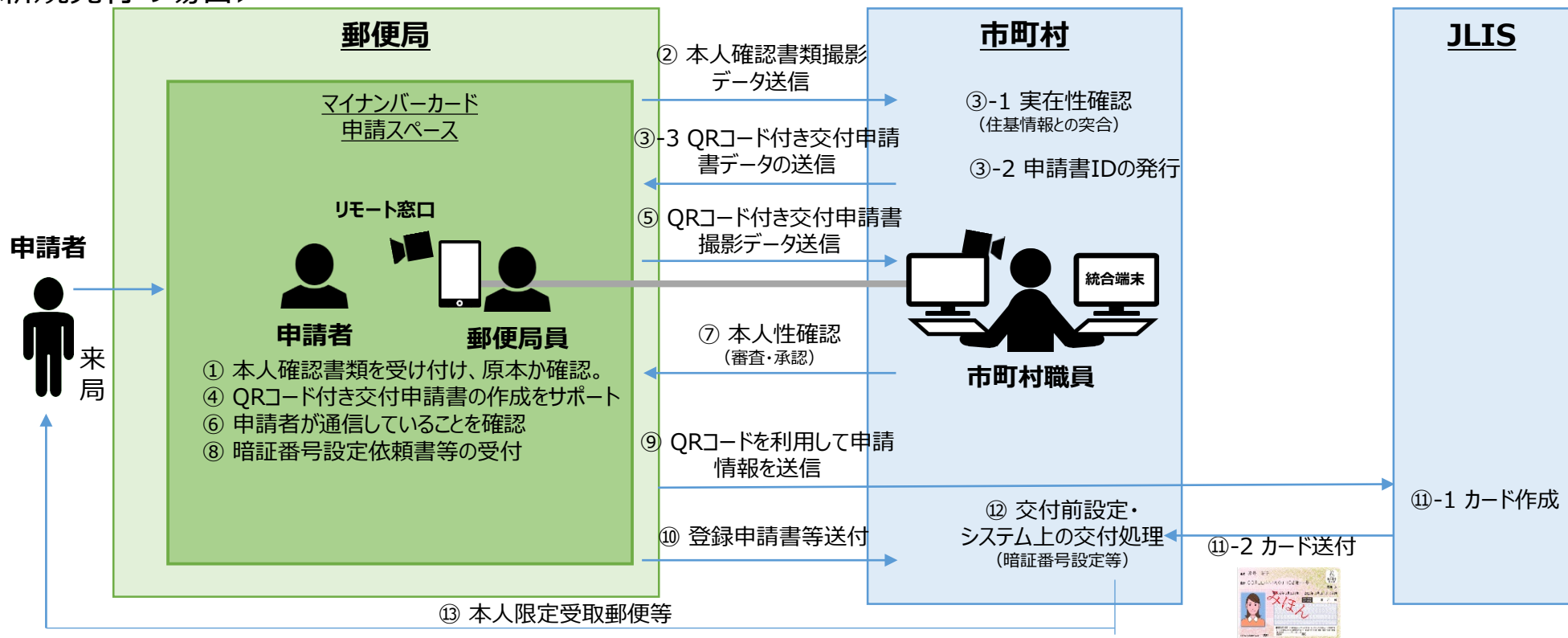
市町村職員と郵便局員が、協力して行うこととなります！

郵便局を活用したマイナンバーカードの交付における「本人確認の方法」

【本人確認の方法】

- 市町村と郵便局が、次のとおり、適切に連携することにより、郵便局において市町村の役所で対面で行うのと同程度の本人確認を行う。
- ・ 郵便局と市町村とをビデオ会議システムを用いてオンラインでつなぎ、郵便局において、郵便局員は、交付申請書及び本人確認書類の受付やそれらのデータの市町村への送信、交付申請者のビデオ会議システムを用いる端末前への誘導やシステムの操作、市町村との連絡などを行う。
- ・ 市町村職員は交付申請書に記載されたマイナンバー及び氏名等の個人識別事項と住民基本台帳に記録されている情報との照合による実在性の確認や、交付申請書の顔写真とビデオ会議システムで表示される交付申請者の顔映像との突合及び本人確認書類に基づく本人性の確認を行う。

＜新規発行の場合＞



Q:なぜ郵便局なのですか？

A:

- 市町村の支所・出張所数の約 4 倍の局が存在します。
- 郵便局事務取扱法により市町村の関与規定や「みなし公務員」規定等があります。
- これまで自治体の事務を受託してきた実績があります。

郵便局について

- 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。(郵政民営化法第7条の2第1項、日本郵政株式会社法第5条第1項、日本郵便株式会社法第5条)
- 日本郵便株式会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。(日本郵便株式会社法第6条第1項)
- 令和4年12月末現在の郵便局数 計24,268局(うち直営局:20,147局、簡易局: 4,121局)

郵便局において提供されるユニバーサルサービス

郵便の業務

- 1 郵便物の引受け
- 2 郵便の送達
- 3 郵便物の交付
- 4 郵便切手等の販売

銀行窓口業務

- 1 通常貯金の受入れ
- 2 定額貯金及び定期貯金の受入れ
- 3 為替、払込み及び振替

保険窓口業務

- 1 各種保険募集
- 2 上記に係る満期保険金及び生存保険金の支払請求の受理

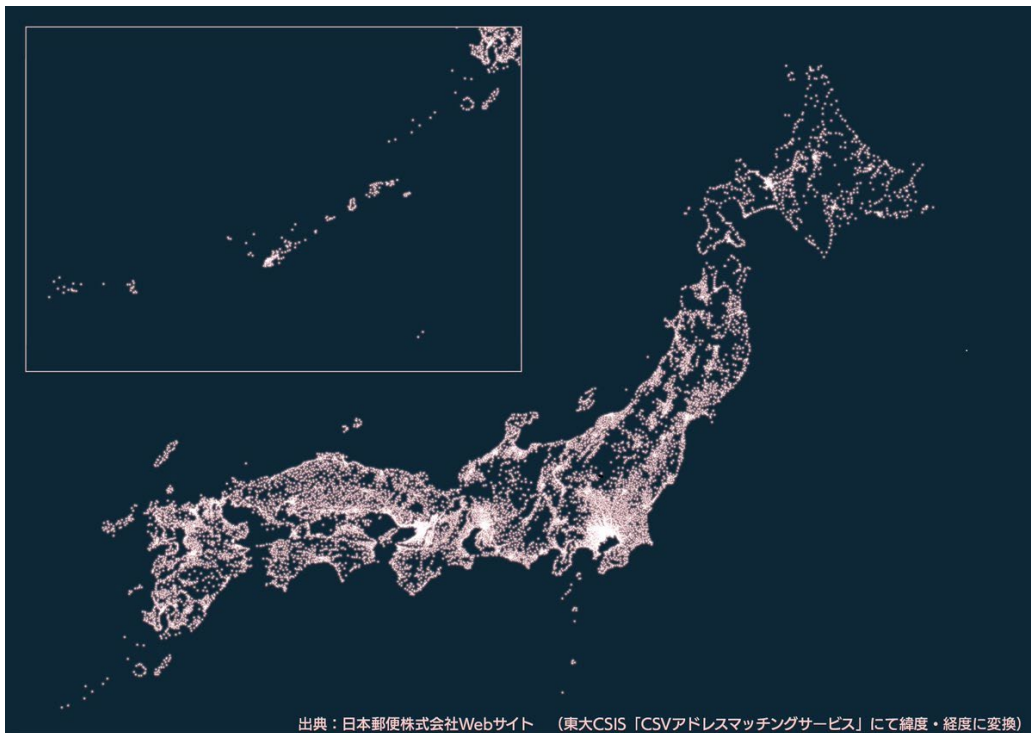
郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務等

- ・ゆうパック(小包)の引受け
- ・財形、他行送金、国債の販売、投資信託の販売
- ・学資保険の保険募集
- ・自治体受託事務(住民票の写しの交付等)

等

郵便局と主要コンビニチェーンの分布の比較

郵便局の分布図

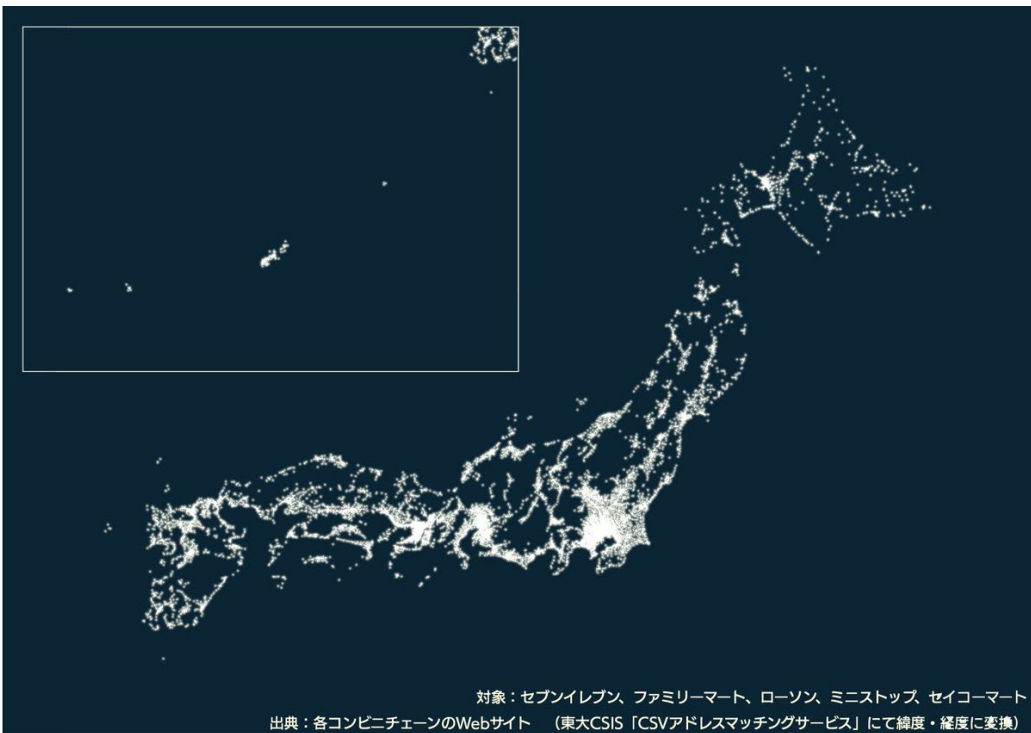


出典：日本郵便株式会社Webサイト (東大CSIS「CSVアドレスマッチングサービス」にて緯度・経度に変換)

<参考：令和4年3月末現在の局数>

24,284局

主要コンビニチェーンの分布図



対象：セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ、セイコーマート
出典：各コンビニチェーンのWebサイト (東大CSIS「CSVアドレスマッチングサービス」にて緯度・経度に変換)

<参考：令和4年3月末現在の店舗数>

セブンイレブン	21,301軒
ファミリーマート	16,571軒
ローソン	14,664軒
ミニストップ	1,958軒
セイコーマート	1,178軒

※両分布図は令和3年11月以前のデータに基づくもの。

出典：地図作者にゃんこそば(@ShinagawaJP)さん <https://twitter.com/ShinagawaJP/status/1456229761366179843>

<参考：令和4年3月末現在の市町村の支所・出張所数> 5,229 施設

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）の概要

この法律は、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、郵便局において、住民票の写し等の交付の請求の受付及び引渡しの事務を取り扱わせることができるようにするための指定手続や当該事務の適正な執行かつ確実な確保のための措置等を定めているもの。

1 郵便局に取り扱わせることができる事務

地方公共団体は、郵便局株式会社の営業所であって郵便窓口業務を行う一定の基準に適合する郵便局を指定することにより、当該郵便局において、次の10種類の事務の全部又は一部について、取り扱わせることができる。

- ① 戸籍・除籍の謄本、抄本、記載事項証明書等の交付の請求の受付及び引渡し
- ② (地方税の)納税証明書の交付の請求の受付及び引渡し
- ③ 住民票の写し、住民票記載事項証明書、除票の写し及び除票記載事項証明書の交付の請求の受付及び引渡し
- ④ 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付の請求の受付及び引渡し
- ⑤ 転出届の受付、転出証明書の引渡し
- ⑥ マイナンバーカードの署名用電子証明書の発行・更新の申請の受付等
- ⑦ マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の発行・更新の申請の受付等
- New ⑧ マイナンバーカードの交付・更新の申請の受付等
(市町村長がビデオ会議システムを用いて本人確認の措置を行う場合における必要な連絡等を含む。)
- ⑨ 印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡し
- ⑩ 印鑑登録の廃止申請の受付

※ 郵便局の基準【第3条第1項】

- ・郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な知識・能力並びに施設・設備を有すること。
- ・郵便局取扱事務について、個人情報等の適正な取扱いを確保するための措置等が講じられていること。

※ 郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、①日本郵便株式会社に協議、②協議が調った後、地方公共団体の議会の議決が必要。【第3条第2項・第3項】

※ 地方公共団体は、指定した旨、当該郵便局の名称、郵便局取扱事務、取扱期間を周知するよう努めなければならない。【第3条第4項】

2 上記事務の適正かつ確実な執行確保のための措置

- ① 地方公共団体の長が必要と認める場合の郵便局に対する報告請求・指示【第4条】
- ② 日本郵便株式会社による情報の目的外利用防止のための措置【第5条】
- ③ 事務取扱郵便局職員の秘密保持義務及び罰則の適用(みなし公務員)【第6条】

郵便局における自治体事務受託の取扱状況

1. 自治体事務受託合計(重複を除く)

事務内容	取扱状況(令和5年3月末)	
	自治体数	郵便局数
自治体事務受託(合計)	431	6,053

2. 自治体独自の事務であって、郵便局が受託している事務

事務内容	取扱状況(令和5年3月末)	
	自治体数	郵便局数
バス回数券等の販売・交付、ごみ処理券・ごみ袋の販売、商品券の販売等	319	5,686

3. その他の行政事務を郵便局が受託している自治体

その他の行政事務の例	取扱状況(令和5年3月末)	
	自治体数	郵便局数
国民健康保険関係の各種届出書等の受付、介護保険関係の各種届出書・申請書の受付等、児童手当の各種請求書・届出書の受付、狂犬病予防注射済票の交付等	24	60

○ 長野県泰阜村(令和元年7月29日～)以来、石川県加賀市、福島県二本松市、静岡県東伊豆町、茨城県大子町、島根県西ノ島町、山口県萩市、茨城県石岡市、岩手県二戸市、岐阜県多治見市、山口県長門市、栃木県日光市、福岡県嘉麻市、北海道白老町、岐阜県安八町、北海道積丹町、愛知県愛西市、千葉県富津市、石川県七尾市、山口県美祢市、鹿児島県出水市、東京都町田市、石川県能美市、三重県南伊勢町と順次拡大。

4. 郵便局事務取扱法に基づき、郵便局が受託している事務

事務内容	取扱状況(令和5年3月末)	
	自治体数	郵便局数
証明書交付等事務(合計)	163	557
① 戸籍・除籍の謄本, 抄本, 記載事項証明書等	146	523
② (地方税の)納税証明書	122	462
③ 住民票の写し, 住民票記載事項証明書, 除票の写し及び除票記載事項証明書	163	557
④ 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写し	130	464
⑤ 転出届の受付, 転出証明書の引渡し※	3	4
⑥ マイナンバーカードの署名用電子証明書の発行・更新等※	7	12
⑦ マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の発行・更新等※	7	12
⑧ 印鑑登録証明書の交付	162	555
⑨ 印鑑登録の廃止申請の受付※	3	5

※令和3年5月の法改正により追加。

郵便局を活用したマイナンバーカードの普及について

- 総務省は、郵便局を活用した地方活性化策検討PTを開催し、郵便局の更なる活用を検討し、本年の3月末にとりまとめ。
- 2024年秋の健康保険証廃止の方針等を踏まえて、マイナンバーカードの交付申請の受付等の事務を郵便局で完結できるよう、必要な法律改正を次期通常国会に向けて検討することを表明。

「郵便局を活用した地方活性化策検討PT」(令和5年3月)資料

郵便局を活用したマイナンバーカード普及

実施工程表②

1 郵便局への申請サポート業務の委託推進

- 令和6年秋の健康保険証廃止に向けて、マイナンバーカードの申請機会をより多く確保するため、すでに申請サポートが行われている携帯電話ショップの所在しない団体及び交付率が低い団体を中心に、年度内に3,000局での委託を目指す。
 - 自治体に対して、郵便局による申請サポート業務の積極的委託の検討等を要請。特に、交付率が低い団体に対して、個別にフォローアップを実施。
 - 日本郵便に対して、申請サポート業務の積極的受託の検討、個別自治体への訪問等を要請。訪問の状況等について、定期的なフォローアップを通じて状況把握を実施。
 - 総務省が実施する、携帯電話ショップの所在しない団体における申請サポート業務について、1月10日より2,294局で開始。
 - 上記取組みの結果、840自治体、3,336局で委託を実現。(2月末時点)

2 利便性を実感できる活用策の普及

- 身近な郵便局においてマイナンバーカードの利便性を実感できるよう、マイナンバーカードで住民票の写し等を入手できるキオスク端末の郵便局への配置を推進。特に、証明書自動交付サービス対応のコンビニ等が所在しない団体を中心に設置を支援。
 - コンビニ等が所在しない団体への証明書自動交付サービス端末の設置支援については、意向調査の結果を踏まえ補助要綱を策定中。
 - マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための取組として、自治体が郵便局などにおける証明書の自動交付サービスを導入する経費について、令和5年度より特別交付税措置(措置率0.7※)を講じる。※財力補正有り

3 電子証明書の発行・更新等に係る事務の委託推進

- 郵便局事務取扱法の改正により可能となった、電子証明書の発行・更新などに係る事務委託を推進させる方策を検討。特に、委託による効果が期待できる団体に対して積極的委託の検討を働きかけ、日本郵便に対しても当該団体からの積極的受託の検討を要請。
 - 今年度末時点(見込み)では、7団体12郵便局に事務委託。市区町村に対し、12月に積極委託の働きかけも兼ねた意向調査を実施したところ、来年度の委託開始に向け、33団体が134郵便局を対象に調整・検討を進めているとの回答を得た。
 - 引き続き、定期的な働きかけを実施するとともに、併せて委託を目指している団体のフォローを丁寧に行っていく。

4 マイナンバーカード交付申請に係る受付事務の取扱い

- マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び2024年秋の健康保険証廃止方針を踏まえて、マイナンバーカードの交付申請に係る受付事務を郵便局で完結できるように、必要な法律改正※を次期通常国会に向けて検討。
 - ※地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号)の改正を念頭
 - 郵便局におけるマイナンバーカードの交付申請の受付等を可能とするよう郵便局事務取扱法の改正案を今国会に提出(3月7日)。(改正法の成立後、普及に向けて自治体と郵便局を伴走支援。)

担当: 総務省自治行政局マイナンバー制度支援室 TEL: 03-5253-5366
担当: 総務省自治行政局行政経支援室 TEL: 03-5253-5519
担当: 総務省情報流通行政局郵政行政企画課 TEL: 03-5253-5964

Q:具体的には、何を用意して、どんなやり方になりますか？

A:

標準的な業務フローや、設備の目安を作成しました！

標準的な事務フローと設備の目安

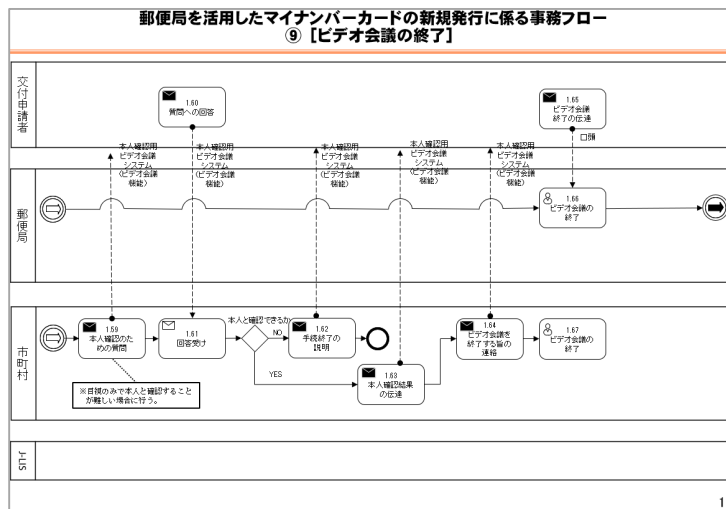
- 市町村と郵便局が協議を速やかに行えるように、郵便局を活用したマイナンバーカード交付の具体的な事務フローや設備の目安等を、市町村や、日本郵便、JLISの意見を聞きながら、作成。
- 意向調査の回答の段階では、事務概要の把握に利用してください。

郵便局を活用した マイナンバーカードの交付等事務に係る 標準的な事務フロー

総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室

郵便局を活用したマイナンバーカードの交付等事務に係る設備の目安

総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室



(1) 申請書類データ送受信、ビデオ会議等に必要な機器類

設置場所	機器類	用途	要件	新設(行)	更新(行)	整備率(設置率)	社会実用性(行)	注釈(注)
郵便局	カメラ付きタブレット端末 (スタンド含む)	以下の作業を行うためのもの ・画面表示 ・市町村との申請書類データ送受信 (スタンド含む) ・市町村とのビデオ会議 ・市町村による申請 ・市町村との事務連絡	OS: 最新又はその1つ前のバージョン ・CPU: 2 or 4コアプロセッサ ・メモリ: 4GB ・ディスプレイ: ディアゴナル、インチ以上、1,920×1,080画素以上 ・カメラ: 1,200万画素以上 ・動画撮影: 30FPS ・セキュリティ: 256bit ・セキュリティ対策ソフトウェアが導入され、常時最新の更新に保たれていること ・スタンドは調整可能で、タブレット端末をしっかり固定できるものであること。	必須	必須	必須	必須	必須
郵便局	のぞき見防止フィルター	タブレット端末の画面ののぞき見を防止するためのもの	・上下左右30度からののぞき見を防止でき、視野角度60度を確保すること。	必須	必須	必須	必須	必須
郵便局	セキュリティワイヤー	業務時間外のタブレット端末の盗難・紛失を防止するためのもの	・タブレット端末に取り付け、鍵又は暗証番号によりロックし、また取り外すことができること ・機能取り付け前と後対称を乱数動かないものや場所に書き付け固定できること ・ワイヤーは金属製で、盗難に効果的でないこと。 ・盗難防止は容易に破壊できないこと。	必須	必須	必須	必須	必須
郵便局	USB交換ケーブル	タブレット端末と別の機器を有線接続する際に使用するもの	・タブレット端末のコネクタに接続でき、USB2.0以上に対応していること。	任意	任意	任意	任意	任意
郵便局	USB-LANアダプタ・LANケーブル	タブレット端末と別の機器を有線接続する際に使用するもの	・USB-LANアダプタはUSB交換ケーブル (USBハブ) に接続でき、USB2.0以上に対応していること。 ・LANケーブルはRJ45LANアダプタに接続できること。	任意	任意	任意	任意	任意
郵便局	USBハブ	マイク付きヘッドホンやプリンタをタブレット端末に有線接続する際に使用するもの	・タブレット端末 (USB交換ケーブル) に接続でき、USB2.0以上に対応していること。	任意	任意	不要	不要	不要
郵便局	マイク付きヘッドホン	録音によって、ビデオ会議の音が聞えない、申請者の声が郵便局中に聞こえるといった状況がある場合に発生するもの	・タブレット端末 (USB交換ケーブル又はUSBハブ) に接続できること。 ・ヘッドセットは両耳に装着し、音量が小さいこと。 ・通話用のマイクが搭載されていること (有線又は無線)。	任意	任意	不要	不要	不要

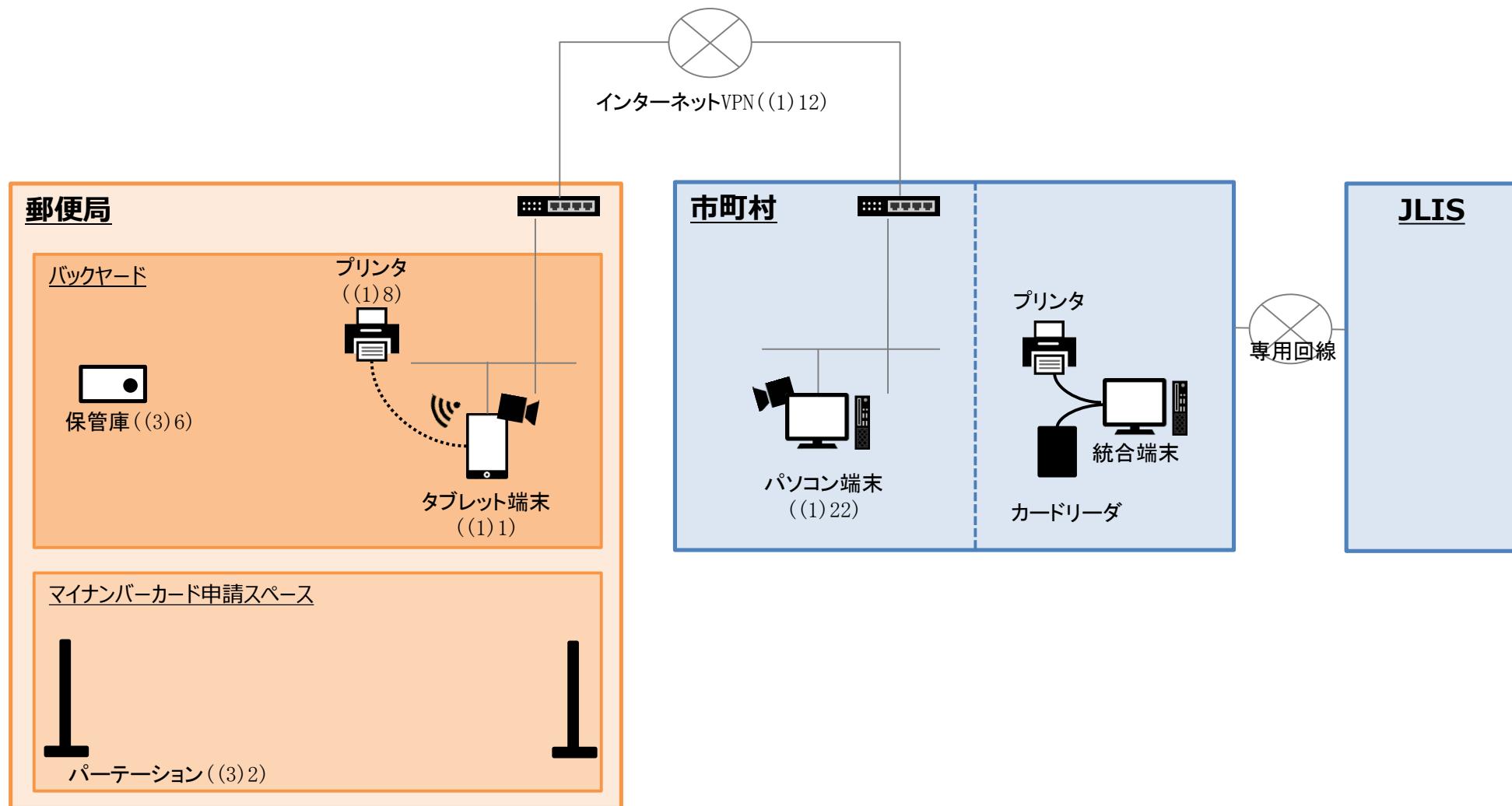
郵便局を活用したマイナンバーカードの交付における主な設備

- 郵便局を活用したマイナンバーカード交付において必要となる主な設備について、想定される設備のセットを次ページ以降のとおりA～Cの3パターンを設定。
- それぞれのパターンにおいて、取り扱うことが可能な事務は、以下の表のとおり。
- 必要な設備の検討の参考としてください。

	パターンA	パターンB	パターンC
①マイナンバーカードの新規発行 (申請時に郵便局来局 = 申請時来庁方式ベース)	○	○	○
②マイナンバーカードの新規発行 (交付時に郵便局来局 = 交付時来庁方式ベース)	×	○	○
③マイナンバーカードの更新 (交付時に郵便局来局 = 交付時来庁方式ベース)	×	○	○
④マイナンバーカード券面記載事項変更	×	×	○
⑤マイナンバーカード紛失届の受付	×	○	○
⑥マイナンバーカードの返納	×	○	○
(参考) 電子証明書の発行・更新	×	○	○

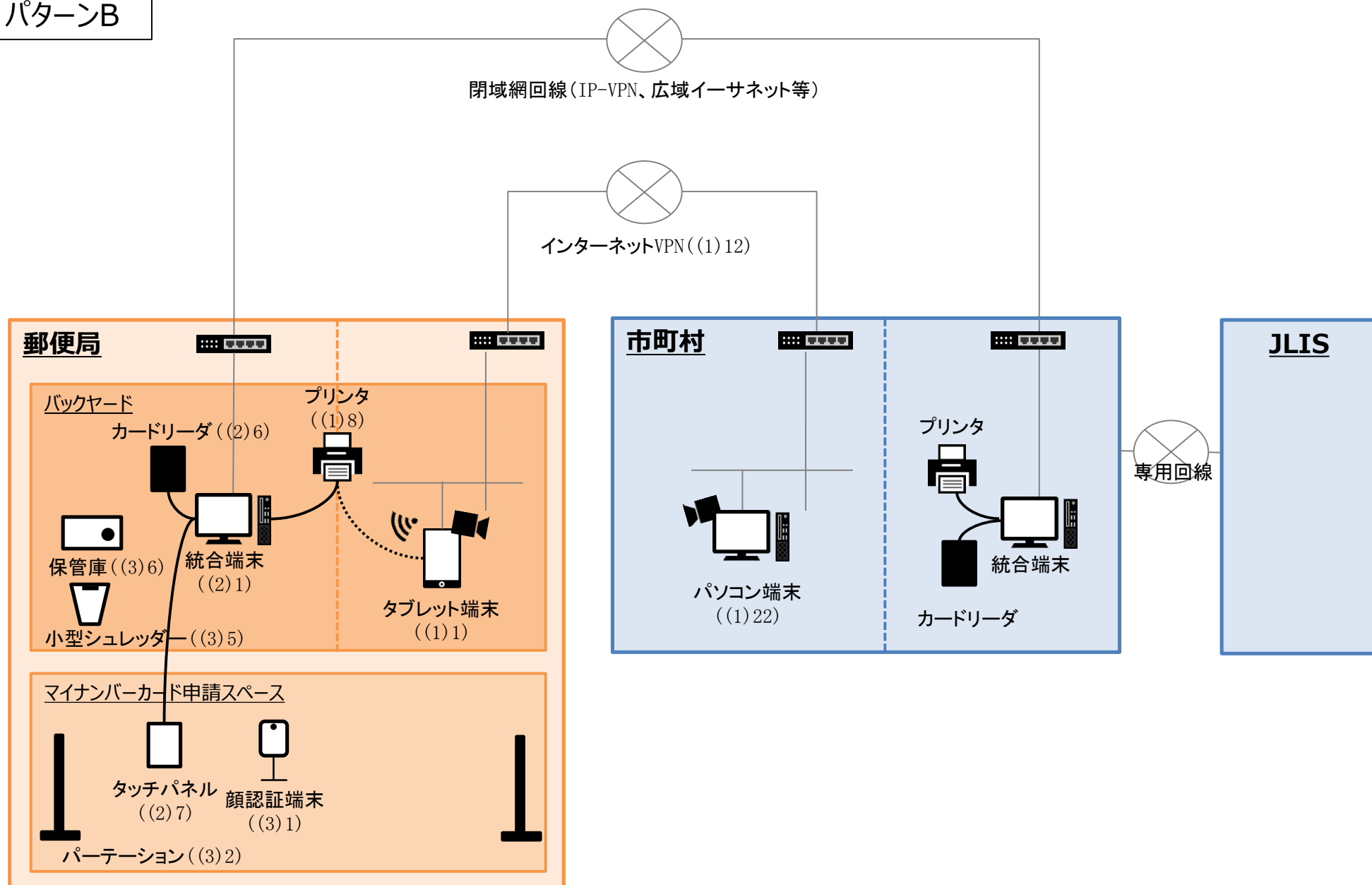
郵便局を活用したマイナンバーカード交付等事務における主な設備

パターンA



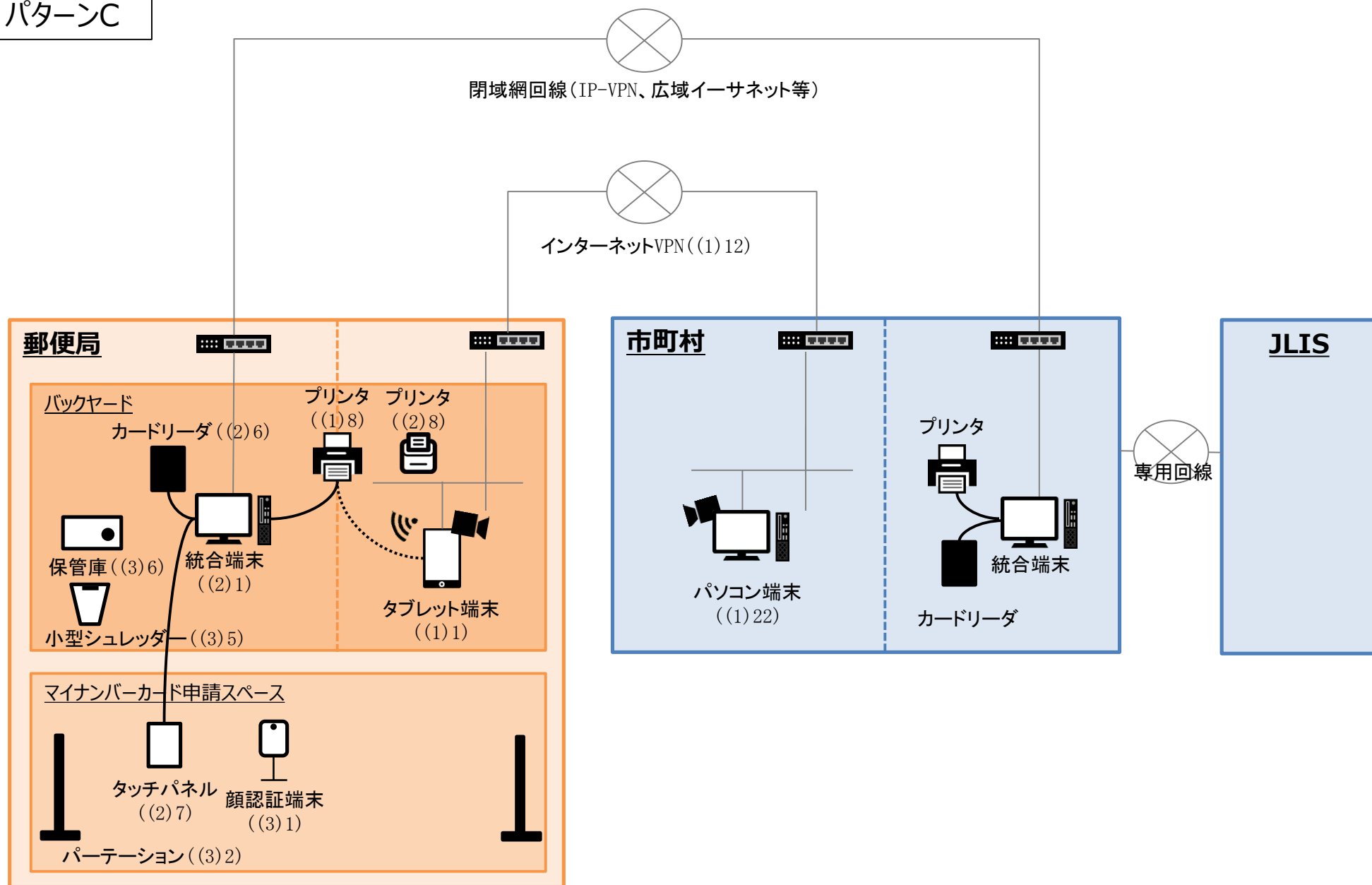
郵便局を活用したマイナンバーカード交付等事務における主な設備

パターンB



郵便局を活用したマイナンバーカード交付等事務における主な設備

パターンC



Q:財政支援はありますか？

A:
あります！

郵便局におけるマイナンバーカードの交付事務等に係る経費に対する財政支援

- マイナンバーカード交付事務費補助金については、令和5年6月15日に交付要綱を改正し、郵便局におけるマイナンバーカードの交付等事務に係る経費についても、当該補助金の対象経費となっている。
 - 郵便局への委託費のほか、タブレット等の備品の購入費、郵便局に設置する統合端末等に係る経費など、事務委託に要する経費全般にわたり、通常、必要とされる額について、その10/10が措置されます。
- ※ 郵便局における電子証明書の発行・更新等に係る経費については、既に当該補助金の対象経費となっている。

【マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱（令和5年6月15日改訂）（抜粋）】

【別紙1】町村におけるマイナンバーカード交付事務費補助金の補助対象経費（第3条関係）

ソ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「郵便局事務取扱法」という。）第2条の規定に基づきマイナンバーカードの交付及び券面記載事項の変更（交付事務の効率化のために行うものに限る。）に係る事務を郵便局に委託する場合に要する経費
需用費（消耗品費、印刷製本費）、備品購入費（マイナンバーカードの交付申請受付及び交付（電子証明書の発行・更新を除く。）に要するものに限る。ただし統合端末を除く。）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料
※統合端末の使用料及び賃借料は1台あたり月4万円を上限とする

【別紙3】市町村におけるマイナンバーカード交付事務費補助金の交付額の算定方法（第4条関係）

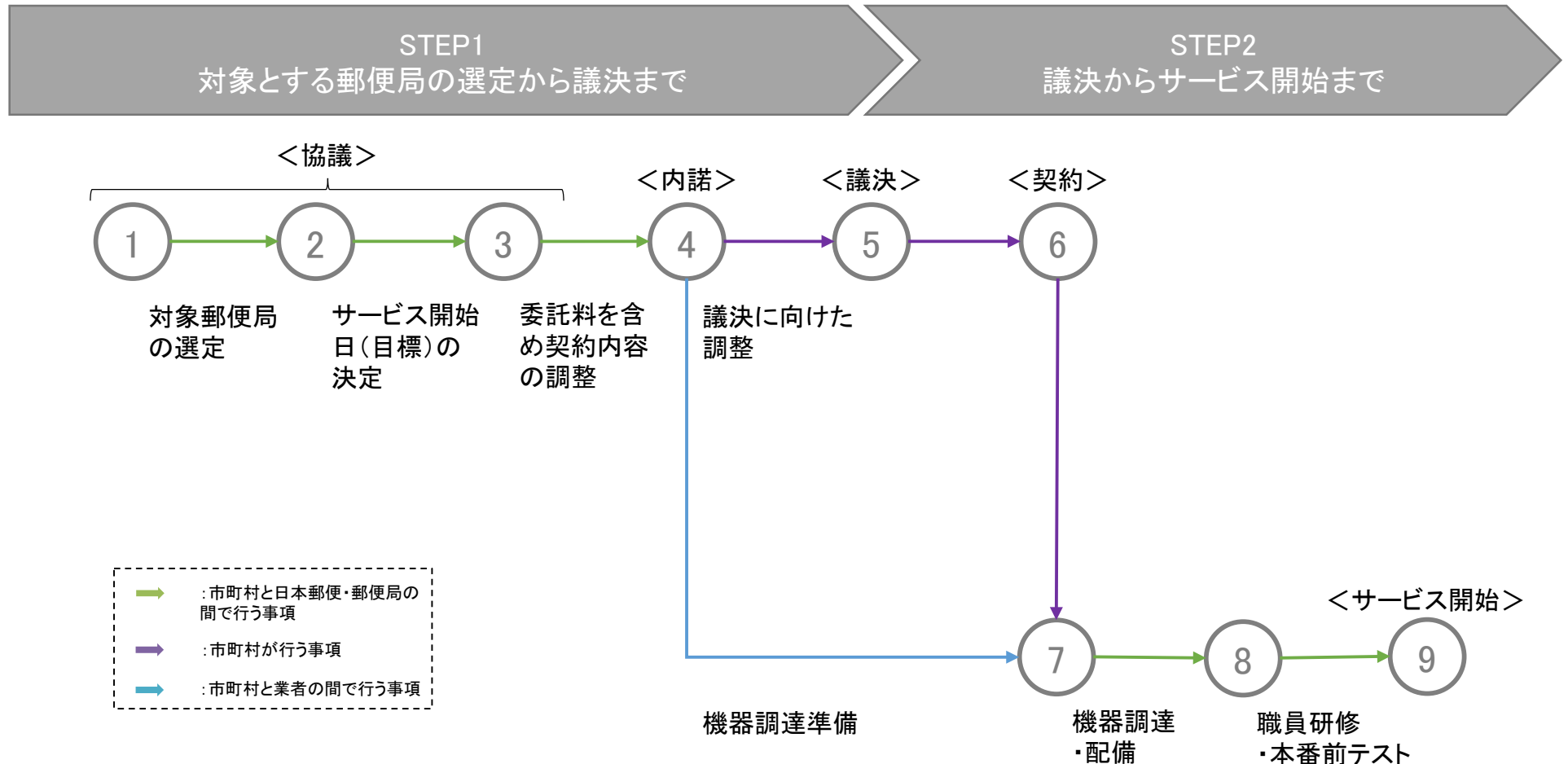
補助金の交付額は、次の①～⑨により得られた金額の合算額とする。

- ⑤ 郵便局事務取扱法第2条の規定に基づきマイナンバーカードの交付（マイナンバーカードの更新及びマイナンバーカードに記録する電子証明書の発行（更新を含む）を含む。以下同じ。）及び券面記載事項の変更（交付事務の効率化のために行うものに限る。）に係る事務を郵便局に委託する場合にかかった経費（別紙1 ソ）
需用費（消耗品費、印刷製本費）、備品購入費（マイナンバーカードの交付申請受付及び交付（電子証明書の発行・更新を除く。）に要するものに限る。ただし統合端末を除く。）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料
※統合端末の使用料は1台あたり月4万円を上限とする

Q: サービスインまで、どのような手続が必要でしょうか？

郵便局事務取扱法に基づく事務委託に係るサービス開始までのモデルスケジュール

- 郵便局事務取扱法に基づき、市町村が郵便局に事務を委託する場合のモデルスケジュールは、下記の図のとおり。
- 市町村と日本郵便・郵便局との間で、対象とする郵便局等を選定するための協議を行い(①～③)、内諾(④)を得たのち、市町村議会議決(⑤)を得る。
- 市町村議会の議決後、日本郵便と契約を締結(⑥)し、必要な機器調達・配備(⑦)、郵便局職員の研修や本番前テスト(⑧)を行ったのち、サービス開始(⑨)となる。



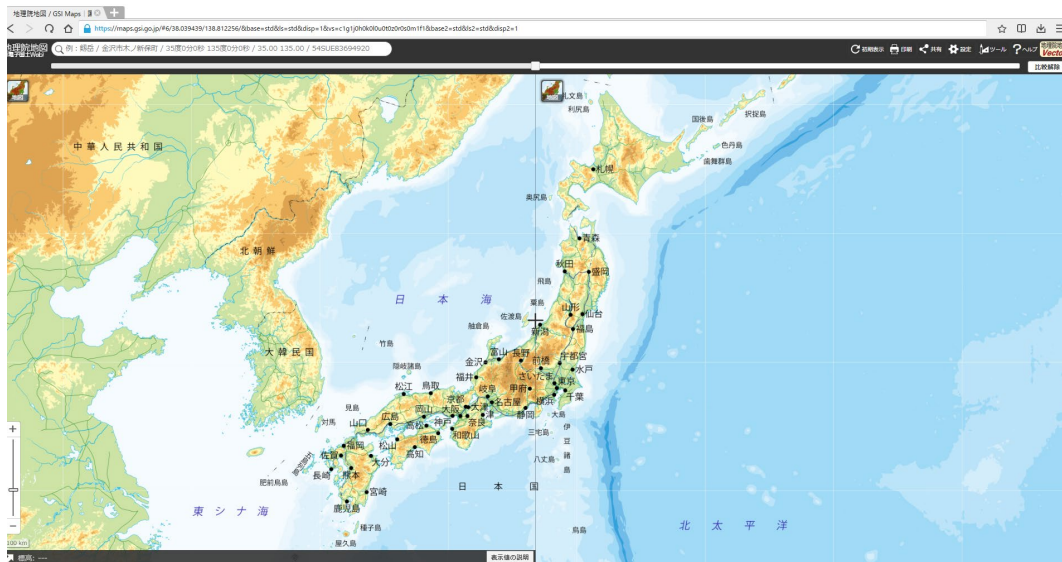
指定する郵便局を検討する

○「郵便局の選定の考え方(例)」を参考にして、地図上に、みなさんの市町村の本庁舎、支所・出張所等と、郵便局をプロットして検討することを推奨します。

※1: 貴団体に、GISアプリケーションがない場合には、国土地理院のGSI Maps (<https://maps.gsi.go.jp/>) が利用可能です。

※2: 郵便局の住所については、別途送付する「郵便局の所在地の一覧」のデータを参照ください。

国土地理院のGSI Maps



郵便局の所在地の一覧

郵便番号	郵便局名	郵便局種別	郵便局種別	郵便局種別	郵便局種別	郵便局種別
111-1411	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1412	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1413	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1414	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1415	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1416	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1417	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1418	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1419	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1420	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1421	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1422	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1423	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1424	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1425	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1426	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1427	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1428	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1429	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1430	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1431	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1432	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1433	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1434	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1435	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1436	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1437	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1438	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1439	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1440	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1441	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1442	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1443	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1444	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1445	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1446	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1447	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1448	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1449	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1450	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1451	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1452	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1453	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1454	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1455	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1456	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1457	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1458	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1459	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1460	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1461	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1462	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1463	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1464	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1465	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1466	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1467	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1468	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1469	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1470	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1471	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1472	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1473	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1474	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1475	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1476	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1477	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1478	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1479	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1480	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1481	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1482	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1483	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1484	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1485	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1486	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1487	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1488	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1489	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1490	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1491	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1492	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1493	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1494	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1495	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1496	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1497	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1498	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1499	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所
111-1500	赤松郵便局	支所	支所	支所	支所	支所

入力

指定する郵便局を具体的に検討

参考

郵便局の選定の考え方(例)

○ 指定を希望する郵便局の選定にあたっては、住民の目線から見た利便性を第1に、例えば、次の郵便局が候補として考えられる。

- (A) 役場・支所・出張所から近い地域にある郵便局
- (B) カードの発行や更新が大量となる見込みがある地域の郵便局
- (C) 商業施設や駅など人が集まる場所にある郵便局
- (D) 支所・出張所の見直しを検討している地域にある郵便局 など

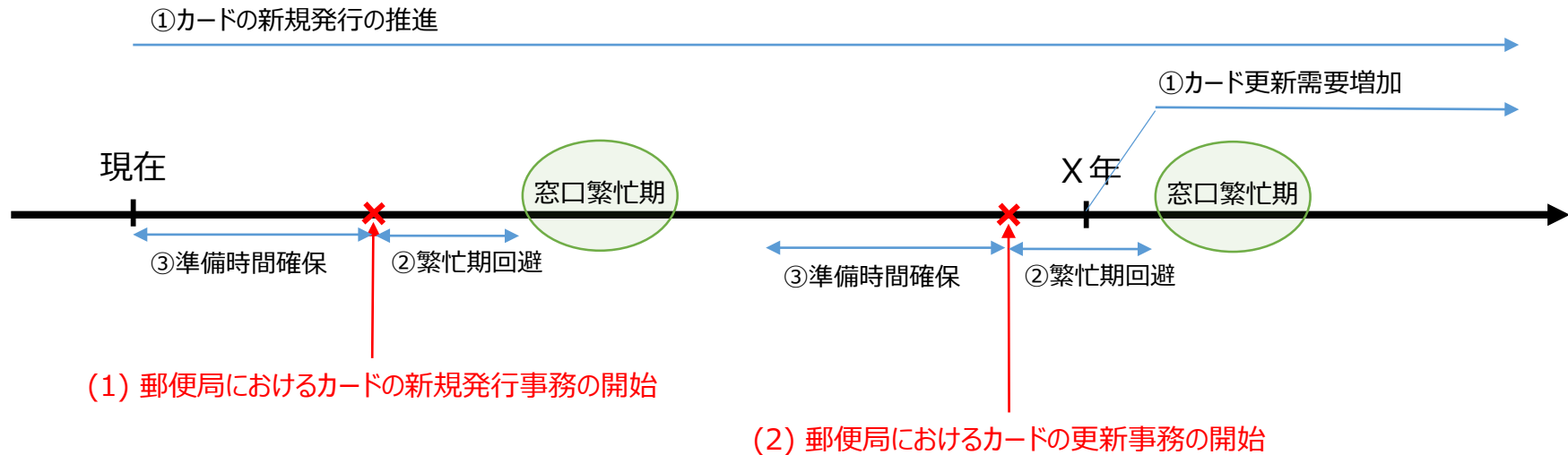
(例) ある市の場合

- 支所から近い地域にあり委託可能性あり
- 支所から近い地域にあり委託可能性あり
- 支所の見直しに伴い、行政事務を担う観点から、委託可能性あり
- 市役所から近い地域にあり委託可能性あり
- カード発行や更新が大量となる見込みがあり委託可能性あり
- 商業施設や駅など人が集まる場所にあり委託可能性あり

サービス開始日の設定の考え方

- サービス開始日の設定にあたっては、以下の点を考慮して検討することが考えられる。
 - ① 住民目線でのサービス向上（住民から見て、いつサービスを開始すれば、利便性が向上するか）
 - ② 市町村の窓口業務の執行状況（繁忙期から開始することは避ける等）
 - ③ 事務委託開始に係る手続に必要な期間（対象とする郵便局の選定から議決まではおよそ3ヶ月、議決からサービス開始まではおよそ2ヶ月を見込む等）

(例) カードの新規発行の事務と更新の事務を2段階に分けて設定



指定を希望する郵便局の意向調査

- 標準的な事務フロー等を通知し、各市町村に対し、指定を希望する郵便局の意向調査を実施。
- 当該意向調査の結果を踏まえ、市町村議会の定例会の時期に応じて市町村をグルーピングし、市町村及び郵便局を伴走支援する予定。

【指定を希望する郵便局の意向調査】

1. 対象：全市町村

2. 期間：第1回 6月16日～6月30日

第1回調査の回答後、関心がある団体には追加調査を実施（調査期間は同様に2週間程度）
（第2回以降は、3ヶ月に1度を目途に行う予定）

3. 調査内容

- ・マイナンバーカードの交付申請等に係る事務を郵便局に委託することへの関心の有無
- ・関心がある場合は、委託を希望する事務や検討の状況等の詳細を追加調査 → 今後、伴走支援

Q2 **必須** 貴団体における今後のマイナンバーカードの新規発行や更新の状況を踏まえ、マイナンバーカードの交付申請等について郵便局への事務委託に関心がありますか？

※本調査の回答日時点における想定で可。

① 関心がある
 ② 関心がない

Q3 【Q2：「① 関心がある」と回答した場合に入力】

郵便局に委託をする事務として、関心のあるものはどれですか？

※複数回答可
※明確になっていない場合は、空欄で可。
選択は4個まで

① マイナンバーカードの新規発行（申請時来庁方式ベース）
 ② マイナンバーカードの新規発行、更新（交付時来庁方式ベース）
 ③ マイナンバーカードの券面記載事項変更、紛失届受付、返納
 ④ 電子証明書の発行・更新、暗証番号の初期化

日本郵便株式会社の連絡・相談先

所在する都道府県	担当部署名	電話番号
北海道	北海道支社 経営管理部	011-214-4206
青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県	東北支社 経営管理部	022-267-7382
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県	関東支社 経営管理部	048-816-3856
東京都	東京支社 総務部	03-6659-8464
神奈川県、山梨県	南関東支社 総務部	044-280-9116
新潟県、長野県	信越支社 経営管理部	026-231-2280
富山県、石川県、福井県	北陸支社 経営管理部	076-220-3211
岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	東海支社 経営管理部	052-446-8240
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿支社 経営管理部	06-6944-5835
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	中国支社 経営管理部	082-224-5149
徳島県、香川県、愛媛県、高知県	四国支社 経営管理部	089-936-5170
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州支社 経営管理部	096-328-5267
沖縄県	沖縄支社 経営管理部	098-865-2248
—	本社 地方創生推進部	03-3477-0561

Fín.